

発議案第26号

四国電力伊方発電所の停止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月8日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	Ⓜ
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	Ⓜ
	同	植 田 進	Ⓜ
	同	三 田 登	Ⓜ

提案理由

国に対し、四国電力伊方発電所の停止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

四国電力伊方発電所の停止を求める意見書

本年8月12日、多くの反対や不安の声を顧みず、四国電力は伊方発電所（伊方原発）3号機の再稼働を強行した。7月末に予定していた再稼働直前に、1次冷却水材ポンプの不具合が見つかり延期していた原発であり、幾つもの不備・不調が指摘されている中での稼働は、とても容認できるものではない。

伊方原発は、ウランを燃料とする通常の原発とは異なり、人体に影響があるプルトニウムをウランと混ぜて燃焼するプルサーマルの原発である。コントロールの難しさや事故の際の甚大な被害を懸念し、世界では撤退の方向にある原発である。その危険きわまりない原発が、国内最大の活断層と言われる本州から九州まで連なる中央構造線断層帯の近くに位置している。また、原子炉容器の上ぶたが応力腐食割れを起こしやすい材質だと判明し、国内の原発では改修が進んでいるにもかかわらず、伊方原発ではそのまま使用している。さらに、重大事故が発生した際の周辺住民の避難方法が不十分な中での再稼働なのである。

原子炉等規制法で「運転期間は原則40年」とされていながら、老朽原発の延長を次々に認めるような審査では、とても「原子力規制委員会」とは言えず、東京電力福島第一原子力発電所事故（福島原発事故）などなかったかのように、政府の原発推進路線と一体となって、電力会社の経営を最優先に審査したと考えざるを得ないものである。

ことしの夏も原子力に頼らずとも電力需要は十分に賄えている。政府も原子力規制委員会も福島原発事故の反省を生かすには、原発の再稼働ではなく、事故の原因究明と収束、被災者救済に取り組むべきである。

よって、本市議会は国に対し、四国電力伊方発電所の停止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

環境大臣様